

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火）午後2時00分から午後2時20分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら3階 会議室2
3. 出席委員（14名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 坂口 洋
3番 北吉 温能	4番 林田 至玄
5番 吉川 作衛	6番 上田 逸朗（会長）
7番 吉田 昌功	8番 中川 眞一
9番 堀田 雅三	10番 森川 千鶴子
11番 岡本 和久	12番 石井 三智子
13番 森田 尚子	14番 谷口 敏彦
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第3条農地賃貸借権設定許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
 - 第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
 - 第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件
 - 第7 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
 - 第8 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件

5. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和8年2月総会を開催いたします。

では、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦勞さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は14名であり、法定数に達しておりますので、これより令和8年2月の総会を開会いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、8番 中川眞一委員並びに9番 堀田雅三委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は5件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等につきましては、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。

1番及び2番は、売買による所有権移転許可申請で、3番から5番は、贈与による所有権移転許可申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件は、小委員会にかかっておりません。

まず、1番と2番の調査の結果説明を地区担当農業委員の石井委員さんからまとめてお願いいたします。

石井委員

1番、田中町***の田、1,168 m²外1筆は、市立畝傍中学校から北約200mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、隣接する農地の所有者で、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり適当であると思われます。

2番、田中町***の田、1,180 m²外1筆は、市立畝傍中学校から北約300mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

譲受人は、農作業歴があり、農機具も所有していることから、耕作能力があり適当であると思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に3番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の森川委員さんからお願いします。

森川委員

3番、慈明寺町***の田、2,222 m²は、奈良県広域消防組合消防本部から北東約300mに位置し、**町の** **氏が、祖父である** **氏から、持ち分のうち、4分の1を贈与されるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に4番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の石井委員さんからお願いします。

石井委員

4番、城殿町***の田、975 m²は、近鉄畝傍御陵前駅から東約500mに位置し、**町の** **氏が、父である** **氏から、贈与により譲り受けられるものです。

譲受人は、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に5番の調査の結果説明を、地区担当農業委員の森川委員さんからお願いします。

森川委員

5番、慈明寺町***の田、1,906㎡は、奈良県広域消防組合消防本部から北約400mに位置し、**町の** **氏外1名が、母である** **氏の持ち分4分の1を、それぞれ8分の1ずつ贈与されるものです。

譲受人らは、以前から家族で耕作されており、耕作能力もあることから適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、第1号議案、1番から5番の説明を終わります。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から5番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番から5番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地賃貸借権設定許可申請を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地賃貸借権設定許可申請に関する件は1件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、現地調査の結果を踏まえ、ご説明をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

第2号議案は、小委員会にかかっておりますので、まず、現地調査の結果説明を地区担当農業委員の北吉委員さんからお願いします。

北吉委員

1番でございますけれども、南浦町***の田、1,381㎡外1筆は、市立香久山体育館から西約700mに位置し、**町の** **氏、**郡**村の** **氏から、賃貸借により、農地を借り受けるものでございます。

** **氏は、申請地の南側の隣地に所有権を約1年前に取得しており、今回の申請地と合わせて、約5,000㎡の農地にハウスを設置し、イチゴを栽培する計画でございます。

営農計画によると、** **氏本人と、既存の従業員1名のほか、新規に雇用する者5名程度で農作業に従事する計画で、労働力は確保される見込みでございます。適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、主に営農計画の実行性について確認を行いました。

賃借人の** **氏は、トマトのハウス栽培を3年間行ってきた実績があります。今回はその経験を生かして、申請地を賃貸借し、南側隣接所有地と合わせて、イチゴのハウス栽培に取り組んで参るものです。

予定されている設備や労働力は、経営規模に見合うものであり、地域との調和要件についても問題はなく、適当であると思われまます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で、第2号議案、1番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第3条農地賃貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛

成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第2号議案の1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地に該当し転用可能と考えます。

事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっております。まず1番の現地調査の結果説明を地区担当農業委員の堀田委員さんからお願いします。

堀田委員

1番、木原町***の田、446㎡は、県立畝傍高校から北東約300mに位置し、**郡**町の** **氏が、**町の** **氏から売買により所有権移転し、青空資材置場として転用するため申請されたものであります。

譲受人は、申請地の西側宅地に住宅を購入して転入し、自ら営む配管設備業の資材置場として利用する計画です。

申請地は、農地パトロールの対象地で、複数年に渡る遊休農地です。転用による周辺農地への悪影響はなく、環境改善につながると思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、主に、水利権者の同意について確認を行いました。

審査日において、水利権者の同意が得られていない状態でしたので、説明を求めたところ、地元水利組合長と、申請地前面の里道からのセットバックについて協議中であるとのことでした。

敷地の後退により、通行帯が今以上に確保されることについては、転用の許可要件に直接関係するものではありませんが、地元と十分に協議をして良好な関係を築き、協力しながら土地利用するように助言しました。

農地転用計画は、隣接農地の排水等に配慮されて、被害防除措置が完備されたものになっており、特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で第3号議案、1番の説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案、1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案の1番は、許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、5件で

す。

1 番の下八釣町***の田、2,076 m²は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に新規で使用貸借権を設定する計画案で、存続期間は、令和 13 年 3 月 31 日までです。

以下、全て使用貸借で、出し手と受け手、存続期間はそれぞれ記載のとおりです。なお、継続案件は 2 番、4 番、5 番で、3 番は新規の権利設定です。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第 4 号議案についての説明を終わります。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第 4 号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第 4 号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

次に、日程第 6、第 5 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は、1 件です。

1 番、出合町***の田、1,155 m²は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、**市の** **氏が使用貸借権の設定を受けていましたが、**町の** **氏に、集積のため、権利を移転するものです。使用貸借期間は令和 14 年 3 月 31 日までです。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第5号議案についての説明を終わります。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第5号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移転）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第5号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、久米町***の畑、9.91㎡は、近鉄樫原神宮前駅から西約400mに位置し、**町の** **氏が、過去に転用届出済みである隣接の土地と一体で、自己住宅を建設するため、当該農地を転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の西田委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和8年1月9日です。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告1の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第8、報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告2、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、常盤町***の田、561㎡は、市立耳成南小学校から東約300mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、分譲住宅用地として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和8年1月23日でございます。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告2の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、2月の農業委員会総会を閉会いたします。